別表(第3条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の限度額等	その他の条件等
八幡浜市の観光事	補助対象事業に要	補助金額は1事業	本補助金の交付を
業を振興し、内外観	する経費から、次の	につき 1,000 千円	受け実施する事業
光客の誘致が現実	経費を除いた額	を限度とし、事業の	にあっては、
的・具体的に行われ	(1)経常的な経費(事	規模や内容、予算、	(1)事業内容につい
る事業	務費や人件費、維持	事業効果等を考慮	て協会と十分に協
	補修費、交際費、償	し会長が決定する。	議を重ね、補助効果
	還金利子及び割引	ただし、当該補助事	が発現するよう努
	料等)	業に係る寄附金、負	めること。
	(2)用地取得費及び	担金、入場料収入な	
	設計費	どの受益者負担額	
	(3)その他会長が不	等特定財源がある	
	適切と認める経費	場合は、当該特定財	
		源の額を補助対象	
		経費から控除した	
		額を上限とする。	